

Q & A

定住促進新築住宅建設補助金

Q1 申請のタイミングはいつですか？

完成引渡日から3カ月以内で、交付要件（新築住宅に住民登録、町内会加入など）を満たしたときに申請してください。

Q2 すでに六戸町に住んでいますが、対象になりますか？

はい 対象になります。町内・町外在住にかかわらず、六戸町に定住するために新築をされた方が対象となります。くわしい要件をご確認ください。

Q3 親名義の土地に新築予定です。それでも対象になりますか？

はい 土地に関しての規定はありませんので対象になります。補助の対象は建物本体のみですので、建物を登記された方が申請してくだされば問題ありません。

Q4 補助金交付を受けてから2年目で、住民票の異動を伴う急な転勤となりました。単身赴任のため、妻子は引き続きこの家に住みます。交付要件の「3年以上継続して定住する意思があること」に抵触しますか？

いいえ 抵触しません。要綱上は、申請日時点において「六戸町に三年以上継続して定住する意思があること」となっており、申請日においての判断になりますので処分等はありません。

Q5 リフォームやリノベーションも対象になりますか？

いいえ 対象外です。

Q6 建物の登記名義が3人の共有となっていますが、対象になりますか？

はい 対象になります。所有者のひとりが申請して下さい。

Q7 町内会加入が要件となっていますが、賛助会員（街灯電気代の負担のみなどのような）でも良いですか？

申し訳ございません。賛助会員は対象外です。町内会活動に参画し地域づくりに協力していただきたいとの思いがございますので、正会員となり町内会活動にご協力くださいますよう、ご理解のほどお願いいたします。

Q & A

定住促進新築住宅建設補助金

Q8 補助金は課税対象ですか？

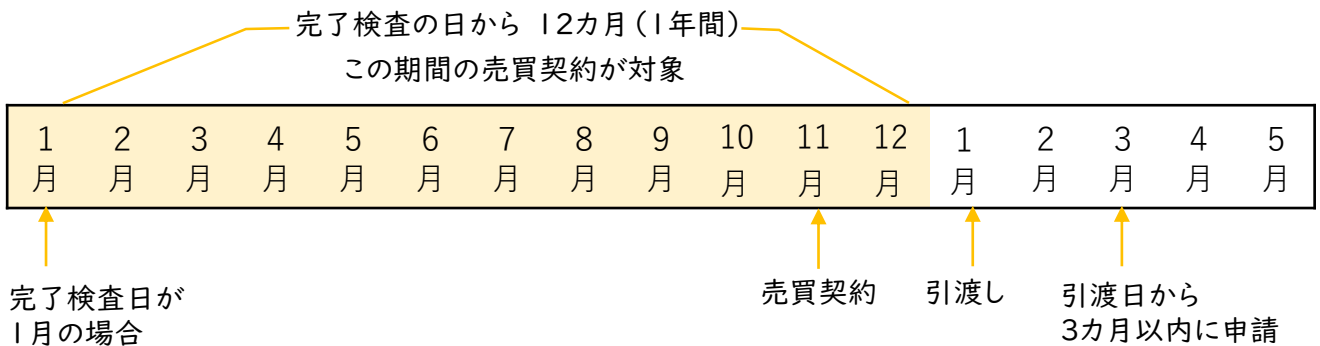
はい 一時所得として申告が必要となります。ただし、50万円の特別控除があります。
また、住宅ローン減税においては、住宅の取得価格を算出する際に補助金分を除く必要がありますのでご注意ください。

Q9 確定申告で、補助金をもらった証明が必要となりました。 補助金の申請後に送付された、「定住促進新築住宅建設補助金確定 通知書」で証明できますか？

はい 証明できます。定住促進新築住宅建設補助金確定通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

Q10 新築建売住宅を購入した場合の申請期間はどのようになりますか？

まず、建物の完了検査の日から起算して一年以内に売買契約が成立したものが対象となります。また、引渡しの日から、3カ月以内が申請期間となります。



おねがい

町では、防災や福祉などの観点から町内会加入を推進しております。生活に欠かせない、ゴミ集積所や街灯などの維持や管理・補修等を町内会が担っている点をご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。